

大阪弁護士会 司法改革検証・推進本部との 2023年度意見交換会報告

司法改革総合センター副委員長 長井 真之 (55期)

1 はじめに

去る2024年3月16日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。当意見交換会は、大阪と東京で交互に開催されており、当会司改センターと大阪司法改革本部の各委員のほか、両弁護士会の現執行部と次年度執行部が実際に顔を合わせて議論を交わし、懇親を深めることができる貴重な機会となっている。2023年度の意見交換会は、東京において、大阪弁護士会からの多数の参加を得て、昨年に引き続き実開催（オンラインとの併催）を行うことができた（両会併せて合計57名の参加）。なお、大阪司法改革本部からは、冒頭、2024年度より「司法改革」がその名称から外れ、「司法問題対策委員会」になる旨の披露があり、「司法改革」の取組みに一つの区切りをつけるということであった。



意見交換会会場の様子①

2 大阪司法改革本部報告・討論

大阪司法改革本部からは、「大阪弁護士会の民事司法改革（民事裁判IT化／AIとODR）及び刑事司法改革（刑事再審問題／台湾調査報告）への取組みについて」をテーマとして、概要としては次のような報告が行われ、それらに関する意見交換が行われた。



意見交換会会場の様子②

(1) 「大阪弁護士会の民事司法改革（民事裁判IT化／AIとODR）」について

民事裁判のIT化に関する概略のほか、オンライン提出システムの大阪地裁・大阪高裁における運用状況について紹介され、また、TeamsなどのITツールを活用することにより裁判実務がどのように変容しているかについて、大阪地裁の実践的な取組みとともに報告された。また、日弁連の実証事業として行われているODRについて、実際に実証事業のシステム開発・運営及びデザイン構築を担当している弁護士から、熱の入った報告をいただいた。いずれも、最新のトピックに関する、第一人者からの報告であり、圧倒される充実さであった。

(2) 「大阪弁護士会の刑事司法改革（刑事再審問題／台湾調査報告）への取組み」について

大阪司法改革本部では、過去にも海外視察調査を積極的に行っているところ、2023年9月に台湾を訪問して行った同国の再審法改正の経緯・取組みに関する調査についての報告がなされた。台湾においても70年以上に亘り再審法が改正されていなかったところ、一般市民の支援を原動力として、裁判官・検察官の反省・意識改革も経て、2017年に米国の例を参考に独立した第三者機関による審査が行われるようになった旨の経緯は大変興味深いもので、日本への示唆も含むものであった。日本の再審法改正の実現



大阪弁護士会の報告者から～日弁連
再審法改正実現本部本部長代行／
司法改革検証・推進本部 参与員
鴨志田祐美弁護士

に向けた取組みについては、実際の再審事件の弁護団に参加する弁護士より、再審法改正の必要性のほか、国会や地方議会における改正に向けた最新の動向についても報告され、改正実現に向けての思いを強くさせられる、こちらも熱の入った、充実した報告であった。

3 当会司改センター報告・討論

当会司改センターは、「東京弁護士会の近年の弁護士自治への取組みについて」をテーマとして、概要としては次のような報告を行い、併せてそれらに関する意見交換を行った。

(1) 「東京弁護士会の近年の弁護士自治の取組み～歴史研究会を中心に」について

当会司改センターの弁護士自治ワーキング・グループの2023年度の活動について報告を行った。当会司改センターが当会執行部に2020年1月に提出した弁護士自治に関する意見書に沿って活動を進めており、土業ごとの懲戒制度の比較表を作成して当会ウェブサイトの会員ページに掲載



東京弁護士会の報告者から～司法改革
総合センター副委員長 堂野達之
弁護士

したこと、また、東弁歴史研究会の活動として、同研究会のメンバーが執筆しているLIBRAの「東弁今昔物語」が好評を博している旨や、史料室の設置を目指している旨、先進会員のインタビューを進めている旨、稀観本の紹介に向けての取組みなどの紹介を行った。

(2) 「新入会員の義務的クラス別研修科目への弁護士自治研修の導入」について

2023年度の同ワーキング・グループでの中心的な活動であった、新入会員向けの義務的クラス別研修科目への弁護士自治研修の導入に向けた活動について報告を行った。この活動も前記意見書において提言していたものである旨

のほか、苦心して作成されたテキスト案や設問案、講師の手控えとなる解説を紹介した上で、クラス担任や副担任経験者の参加を得て行った1回目のトライアル研修及び71期から75期までの若手会員の参加を得て行った2回目のトライアル研修のそれぞれの模様についても報告を行った。2024年秋から実際に8回目のクラス別研修の科目として導入されることが決まっており、大阪弁護士会の参加者からの高い関心と呼んだ。

(3) 「東京弁護士会公式キャラクターの製作の取組み」について

大阪弁護士会による公式キャラクター（リーガリユ）の製作の取組みを参考にし、また、同会の協力を得て実施した、当会の公式キャラクターの募集と候補作品に関する投票の取組みについて、報告を行った。結果の公表が数日後であったため、決定したキャラクターについては報告ができなかったが、今後の両会のキャラクターのコラボの構想などについて、参加者の関心と呼んだ。

4 まとめ

大阪司法改革本部の圧倒的かつ完成された報告に始まり、当会司改センターの歴史研究会や弁護士自治に関するクラス別研修の取組みに対する活発な意見交換や議論が行われたことにより、2023年度の意見交換会も、大変充実したものとなった。意見交換会後の懇親会も盛会のうちに終わり、やはりリアルでの議論・懇親・交流には代えがたいものがあると感じた。予定通りであれば2024年度は大阪での開催となる。この意見交換会を両会にとって有益なものとなる形で継続していくために、当会司改センターとして引き続き尽力していきたいと考える次第である。



意見交換会会場の様子③